

町民税務課
46-1373・1372

問い合わせ

- ◇ **実施日** 3月24日(日)、31日(日)、4月7日(日)、14日(日)
- ◇ **開庁時間** 午前8時30分から午後5時15分
- ◇ **開庁場所** 役場庁舎1階 町民税務課
- ◇ **注意事項** 各証明書の請求・住所変更の手続きの際は、本人確認書類を提示ください。業務内容により必要書類等が異なりますので、問い合わせのうえお越しください。なお、戸籍の届出(出生届、婚姻届、死亡届など)は、時間外でも受領します。

異動シーズンで取り扱う日曜開庁業務
3月24日、31日、4月7日、14日

通常の日曜開庁で取り扱っている業務	追加して取り扱う業務
①個人の住民票の写しの交付	⑫転出届※
②世帯全員の住民票の写しの交付	⑬転入届※
③印鑑証明書の交付※	⑭転居届※
④戸籍抄本(個人事項証明)の交付※	⑮異動に伴う国民健康保険の手続※
⑤戸籍謄本(全部事項証明)の交付※	⑯異動に伴う児童手当の手続※
⑥戸籍の附票の写しの交付	⑰異動に伴う医療費助成の手続※
⑦納税証明書の交付	⑱異動に伴う国民年金の手続※
⑧所得証明書の交付	
⑨課税(非課税)証明書の交付	※③⇒印鑑登録証を提示してください。
⑩資産証明書の交付	※④⑤⇒除籍・改製原戸籍は交付できません。
⑪町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付	※⑭⑮⇒住基カードの交付を受けている方はお持ちください。カードの情報を書き換えいたします。
	※⑯⑰⑱⇒印鑑(ゴム印は不可)をお持ちください。

日曜開庁カレンダー
(※印の日は追加業務取扱日)

3月	3日、10日、17日、24日※、31日※
4月	7日※、14日※、21日、28日

3月・4月の日曜開庁窓口です

3月から4月は、入学や就職、転勤などにより住所が変わる方が多くなります。そこで次の日程により、通常の日曜開庁では取り扱っていない住所変更の届出も受け付けます。平日は来庁することができないという方は、ご利用ください。

「ねんきん定期便」の節目年齢が変わります

日本年金機構では、毎年、国民一人ひとりに、年金加入記録を確認するとともに、年金制度に対する理解を深めることを目的として「ねんきん定期便」を送付しています。

「ねんきん定期便」は、通常はハガキで送付されています。しかし、35歳、45歳および58歳の年齢は、年金の受給に必要な加入期間を確保するための節目となる年齢であったり、年金の請求を間近に控えている年齢であるために、節目年齢と位置づけられ、これらの年齢の人には封書で「ねんきん定期便」が送付されています。年金記録の整備に要する期間が短縮してきたことなどから、平成25年度以後は、この節目年齢のうち58歳が59歳に変更されます。

「ねんきん定期便」の概要

ハガキで送付

- ・これまでの加入期間
- ・これまでの保険料納付額
- ・最近の月別状況
- ・50歳未満の方に
→これまでの加入実績に応じた年金額
- ・50歳以上の方に
→老齢年金の見込額をお知らせします。

※昭和29年4月2日から昭和30年4月1日生まれの方
平成24年度中の誕生月である58歳時に封書の「ねんきん定期便」が送付されているため、平成25年中の誕

生月には、封書ではなくハガキの「ねんきん定期便」が送付されます。
※すでに年金を受給している方には老齢年金の見込額のお知らせはありません。

封書で送付

- ・これまでの年金加入期間
- ・これまでの保険料納付額
- ・これまでの加入履歴
- ・厚生年金の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況
- ・これまでの国民年金保険料の納付状況
- ・35歳・45歳の方に
→これまでの加入実績に応じた年金額
- ・58歳の方に
→老齢年金の見込額をお知らせします。

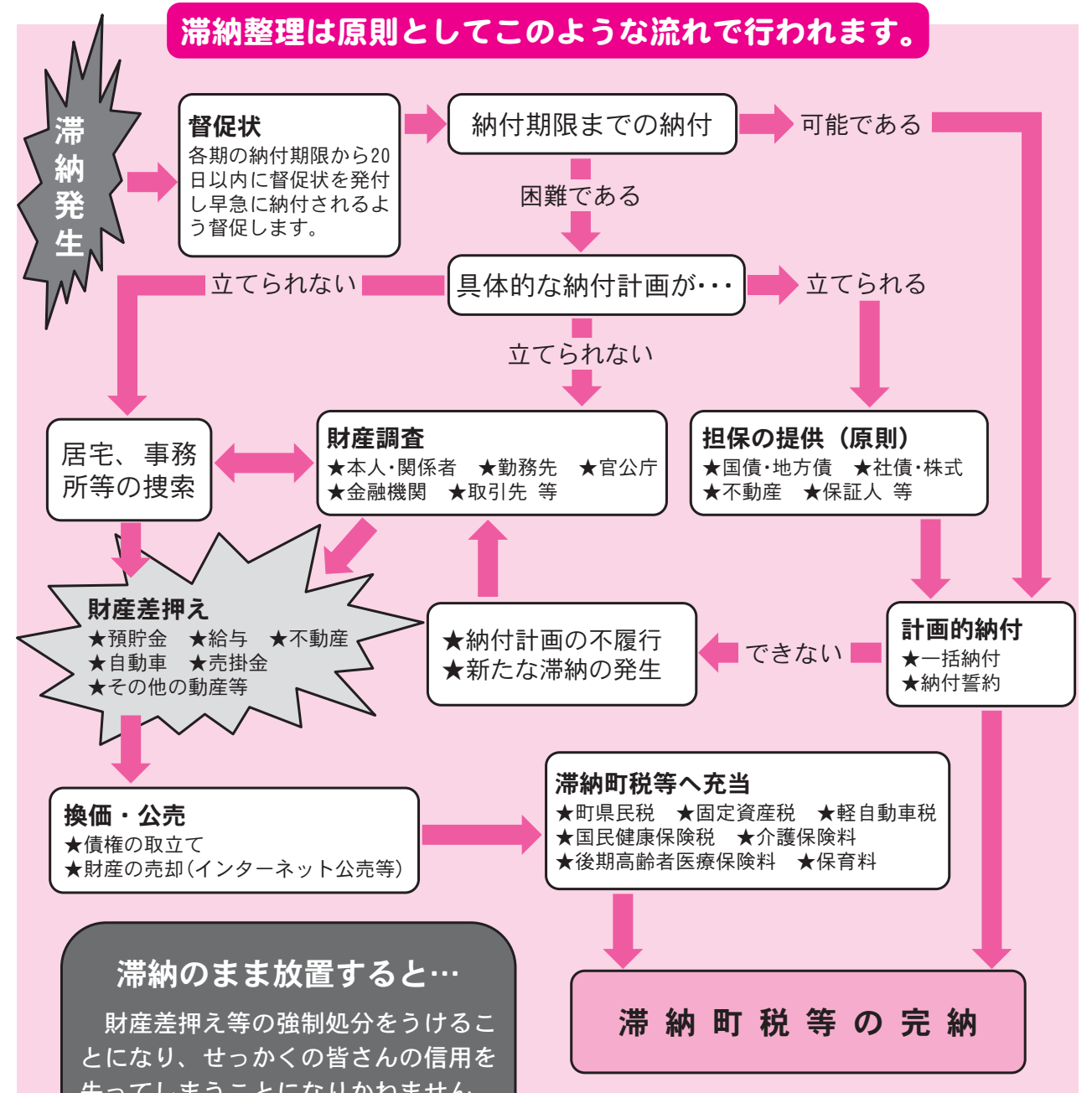
※封書の「ねんきん定期便」には、年金加入記録の確認方法などを詳しく記載したパンフレットや、年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合に提出するための「年金加入記録回答票」が同封されています。

※昭和30年4月2日から昭和31年4月1日生まれの方
平成26年度中に59歳になる昭和30年4月2日から昭和31年4月2日までに生まれた方は、平成26年度中の誕生月に封書の「ねんきん定期便」が送付されます。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5117
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

3月は滞納整理強化・納付推進月間です

町では、3月を『滞納整理強化及び納付推進月間』として、滞納者の財産の差押えを強力に行うなど、滞納整理の強化に取り組みます。まだ納付されていない方は、役場または金融機関で納付してください。(納付期限を過ぎた納付書はコンビニエンスストアでは使用できません。)



平日に納税相談を行うことができない方のために、休日納税相談窓口を開設します。
日時/3月17日(日) 午前9時から午後5時
場所/役場庁舎1階 町民税務課相談室



問い合わせ・相談 町民税務課 納税係 ☎46-1372